

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第197条 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し保安基準第31条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定したものとする。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。以下この号において同じ。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
イ 2サイクルの原動機を有する自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この条において同じ）を除く。）	4.5%	100万分の7,800
ロ 二輪自動車	3.0%	100万分の1,000
ハ 4サイクルの原動機を有する軽自動車（二輪自動車を除く。）	2%	100万分の500
ニ 定格出力が19 kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	1%	100万分の500
ホ イからニまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300

二 軽油を燃料とする自動車のうち、普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）は光吸収係数が、定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車は黒煙による汚染度が、それぞれ次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる値を超えないものであること。ただし、同表ロからホまでに掲げる自動車について黒煙による汚染度の測定の前に、排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が、それぞれ同表の右欄に掲げる値を超えないときは、それぞれ同表の中欄に掲げる値を超えないものとみなす。

自動車の種別	規制値	スクリーニング値
イ 普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）	光吸収係数0.50m ⁻¹	
ロ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度40%	光吸収係数1.62 m ⁻¹
ハ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度35%	光吸収係数1.27 m ⁻¹
ニ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度30%	光吸収係数1.01 m ⁻¹
ホ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度25%	光吸収係数0.80 m ⁻¹

- 2 第41条第1項又は第119条第1項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、第二号から第四号までの規定は、二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車には適用しない。
- 一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される第41条第1項又は第119条第1項の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ハ及びニに掲げるもの）はこの基準に適合しないものとする。
- イ 触媒等が取り外されているもの
- ロ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの
- ハ 触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの
- ニ 還元剤等の補給を必要とする触媒等に所要の補給がなされていないもの
- 二 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。なお、次のイ及びロに掲げるものはこの基準に適合するものとする。
- イ 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により第41条第2項第二号又は第119条第2項第二号の基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の(1)及び(2)に適合するもの
- (1) 排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること。
- (2) 触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること。
- ロ 取付けが確実であり、損傷がないもの
- 三 当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度（以下「異常温度」という。）以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報する警報装置を備えたものであること。ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。
- イ 指定自動車等に備えられている熱害警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであって、損傷がないもの
- ロ 公的試験機関が証明する書面により、第41条第2項第三号又は第119条第2項第三号の基準に適合していることが明らかであるもの
- 四 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。
- イ 電源投入時に警報を発しないもの
- ロ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの
- ハ 発する警報を運転席において容易に判断できないもの
- 3 内燃機関を原動機とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とするものに備えるブローバイ・ガス還元装置が炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し保安基準第31条第4項の告示で定める基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならぬものとする。
- 4 普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）であってガソリンを燃

料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第31条第5項の告示で定める基準は、当該自動車が完成検査等又は新規検査等を受けた際に取り付けられていた燃料蒸発ガスの排出を抑制する装置と同等以上の性能を有する装置が取り付けられていなければならないものとする。なお、燃料蒸発ガスの排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

5 冷房装置等が乗車人員に傷害を与えるおそれの少ないものとして、冷房装置等の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 導管（損傷を受けないようにおおいで保護されている部分を除く。）は、客室内に配管されていないこと。
- 二 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取り付けられたものであること。

6 自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等の傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第7項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向き又は右向きに 30° を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。
- 二 排気管は、発散する排気ガス等により法第11条第1項の自動車登録番号標又は法第73条第1項（法第97条の3第2項において準用する場合を含む。）の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。
- 三 排気管は、車室内に配管されていないこと。

けん けん

四 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。なお、排気管の取付けが確実でないもの又は損傷しているものはこの基準に適合しないものとする。